

投資委員会の設置について

1. 基本的な考え方

- 平成 26 年 10 月 31 日に基本ポートフォリオの変更を行ったが、運用委員会による議決の際、運用委員会から専門人材の強化等を図るよう建議を受けた。
- このため、平成 27 年 1 月 5 日に、運用に係る専門人材を理事とするとともに、併せて、資金運用業務の責任者である C I O（最高投資責任者）を兼務させ、体制強化を図ることとしたところである。
- 当法人の管理運用業務の重要事項を審議するため、新たに投資委員会を設置することとする。

2. 投資委員会

(1) 投資委員会の役割、構成について

- ① 理事長が管理運用業務に関する重要な意思決定を行うに当たり、事前の審議を行うことを目的とする。
- ② 理事長、理事（C I O）及び理事長が指名する者を委員とし、議案に係る部室長は投資委員会に出席し、議案の説明等を行う。
- ③ 理事（C I O）が委員長を務める。

(2) 審議事項

投資委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- ① 運用受託機関、資産管理機関、自家運用に係る取引先及び短期借入先並びに自家運用に係る投資信託の選定及び解約等
- ② 運用資金の配分及び回収
- ③ 短期借入の実施
- ④ その他理事長が必要と認める事項